

はじめに

日ごろ、青少年の健全育成にご尽力いただき、ありがとうございます。

この手引きは、世田谷区の青少年地区委員会委員の皆様におかれまして、より有意義な活動となるための一助として作成したものです。

皆様の地域での活動のお役に立てることを願っております。

世田谷区

青少年地区委員会

世田谷区青少年地区委員会は、地域の青少年の健全な育成を図ることを目的に、区内28か所のまちづくりセンター区域を単位に設置されています。

委員は、地区内の町会・自治会、商店街、学校、PTA、民生委員・児童委員、青少年委員、その他の青少年育成団体など、青少年健全育成に関連する様々な分野から選出されています。各青少年地区委員会では、スポーツ大会、デイキャンプ、音楽・映画観賞会、各種レクリエーション活動などの余暇活動や地域環境浄化活動、社会を明るくする運動などの環境整備や非行防止に関する活動など区から委託された青少年健全育成事業を、地区の実情に応じて実施しています。

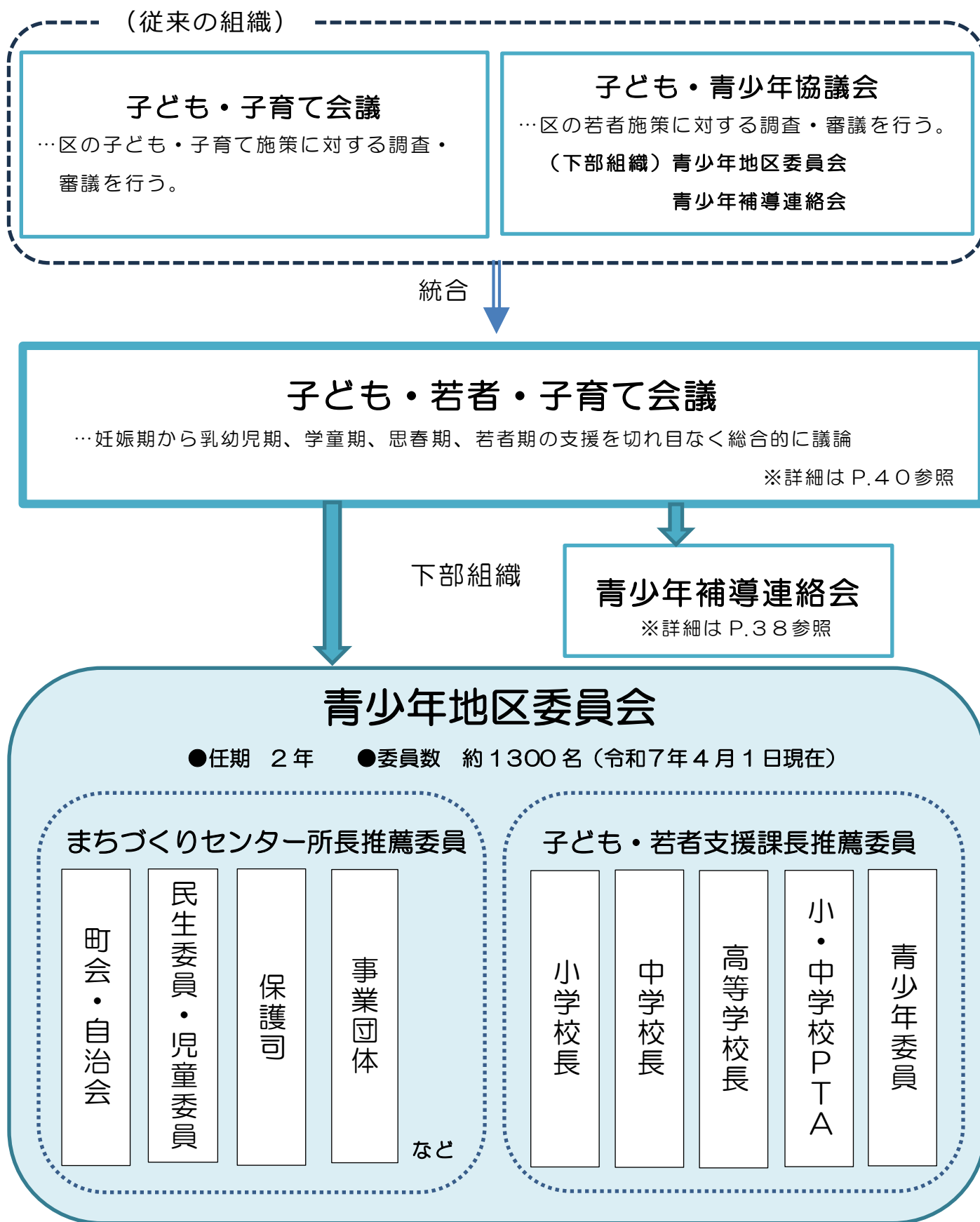
次頁以降に、各地区で行っている活動事例や根拠法令、様々な情報を紹介した冊子の紹介などございますが、ホームページ上でも各地区の取り組みなどをご紹介します。

以下の二次元コードにてご案内いたしますので、よろしければご覧ください。



目次から探す > くらし・手続き > まちづくり活動 > 青少年地区委員会

● 青少年地区委員会組織図

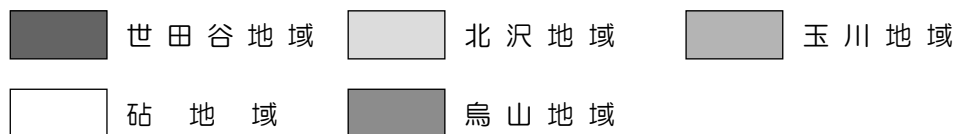


PTA など青少年の健全育成活動の経験者や青少年健全育成相談員、児童館長、幼稚園長、保育園長、新BOP事務局長などが、協力員やオブザーバーとして関わるなど、地区ごとに工夫した運営を行っている。

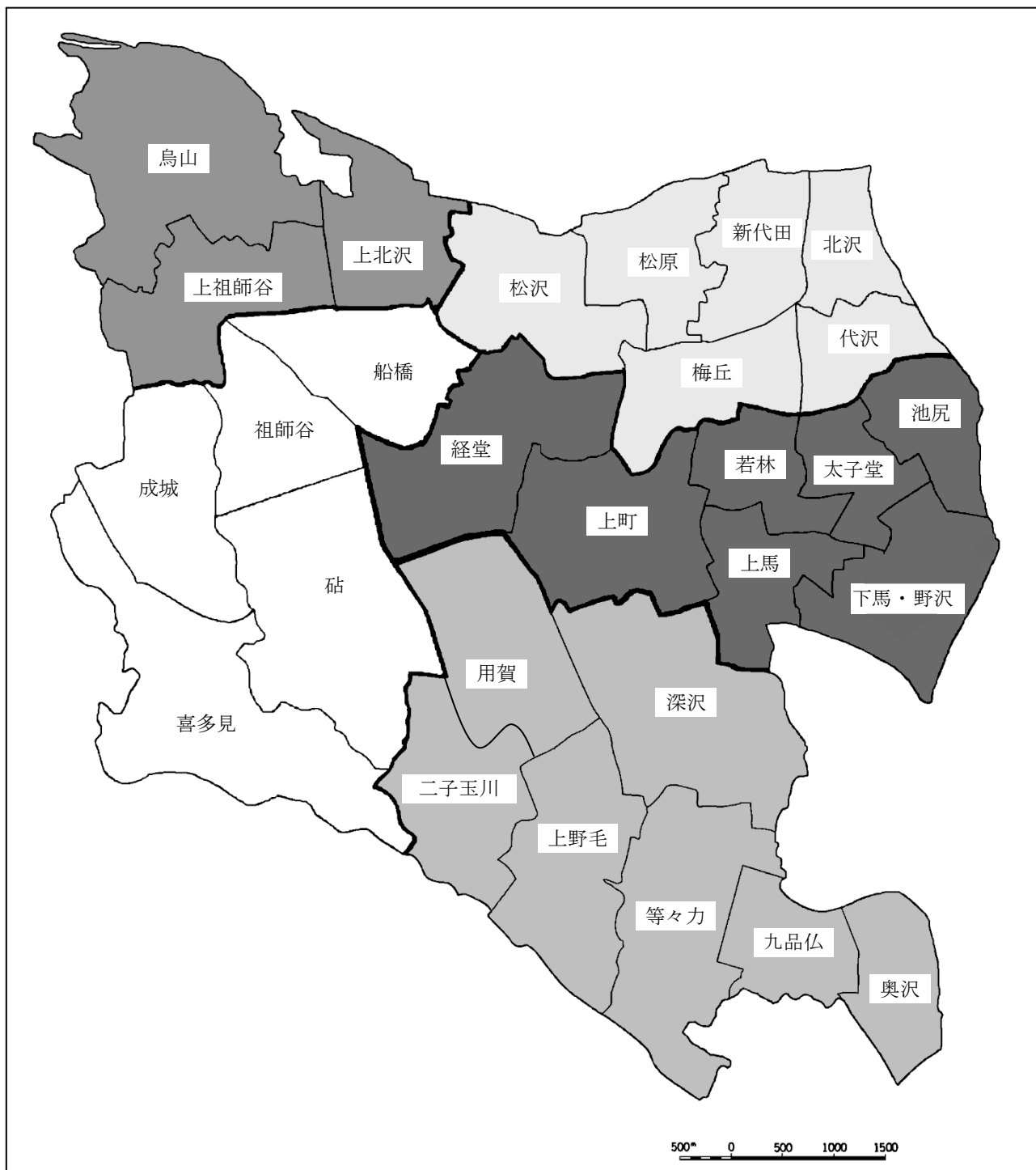
青少年地区委員会の区域

- 青少年地区委員会区域図
- 青少年地区委員会区域一覧
- まちづくりセンター・総合支所一覧

青少年地区委員会区域図



以上の5地域、28委員会です。



青少年地区委員会区域一覧

地 域	青少年地区 委員会名	まちづくり センター名	所 管 区 域
世 田 谷	池 尻	池 尻	池尻1～3 池尻4（1～32番） 三宿
	太子堂	太子堂	太子堂 三軒茶屋1
	若 林	若 林	若林 三軒茶屋2
	上 町	上 町	世田谷 桜 弦巻
	経 堂	経 堂	経堂 宮坂 桜丘
	下馬・野沢	下 馬	野沢 下馬
	上 馬	上 馬	上馬 駒沢1～2
北 沢	梅 丘	梅 丘	梅丘 代田1～3 豪徳寺
	代 沢	代 沢	代沢 池尻4（33～39番）
	新代田	新代田	代田4～6 羽根木 大原
	北 沢	北 沢	北沢
	松 原	松 原	松原
	松 沢	松 沢	赤堤 桜上水
玉 川	奥 沢	奥 沢	奥沢1～3 東玉川
	九品仏	九品仏	玉川田園調布 奥沢4～8
	等々力	等々力	等々力 玉堤 尾山台
	上野毛	上野毛	上野毛 野毛 中町
	用 賀	用 賀	用賀 上用賀 玉川台
	二子玉川	二子玉川	玉川 瀬田
	深 沢	深 沢	深沢 駒沢3～5 駒沢公園 新町 桜新町
砧	祖師谷	祖師谷	祖師谷 千歳台1～2
	成 城	成 城	成城
	船 橋	船 橋	船橋 千歳台3～6
	喜多見	喜多見	喜多見 宇奈根 鎌田
	砧	砧	砧 岡本 大蔵 砧公園
烏 山	上北沢	上北沢	上北沢 八幡山
	上祖師谷	上祖師谷	上祖師谷 粕谷
	烏 山	烏 山	給田 南烏山 北烏山

まちづくりセンター・総合支所一覧

地域	名称	所在地	電話
世田谷	池尻まちづくりセンター	池尻 3-27-21	3413-1843
	太子堂まちづくりセンター	太子堂 2-17-1	5787-6368
	若林まちづくりセンター	若林 1-34-2	3413-1341
	上町まちづくりセンター	世田谷 1-23-5	3420-4241
	経堂まちづくりセンター	宮坂 1-44-29	3420-7197
	下馬まちづくりセンター	下馬 4-13-4	3424-1781
	上馬まちづくりセンター	上馬 4-10-17	3422-7415
北沢	梅丘まちづくりセンター	梅丘 1-61-16	3428-6171
	代沢まちづくりセンター	代沢 5-1-15	3413-0513
	新代田まちづくりセンター	羽根木 1-6-14	3322-7691
	北沢まちづくりセンター	北沢 2-8-18	5478-8020
	松原まちづくりセンター	松原 5-43-28	3321-4186
	松沢まちづくりセンター	赤堤 5-31-5	3323-8391
玉川	奥沢まちづくりセンター	奥沢 3-15-7	3720-3111
	九品仏まちづくりセンター	奥沢 7-35-4	3703-2341
	等々力まちづくりセンター	等々力 3-4-1	3702-2143
	上野毛まちづくりセンター	中町 2-33-11	3705-1361
	用賀まちづくりセンター	用賀 2-29-22	3700-9120
	二子玉川まちづくりセンター	玉川 4-4-5	3707-0733
	深沢まちづくりセンター	駒沢 4-33-12	3422-8391
砧	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷 4-1-23	3482-2201
	成城まちづくりセンター	成城 6-3-10 (成城 6丁目事務所棟 1階)	3482-1348
	船橋まちづくりセンター	船橋 4-3-2	3482-0341
	喜多見まちづくりセンター	喜多見 5-11-10	3417-3401
	砧まちづくりセンター	砧 5-8-18	3417-3405
烏山	上北沢まちづくりセンター	上北沢 4-32-9	3303-0111
	上祖師谷まちづくりセンター	上祖師谷 2-7-6	3305-8611
	烏山まちづくりセンター	南烏山 6-2-19	3300-5420
総合支所	世田谷総合支所・地域振興課	世田谷 4-22-33	5432-2831
	北 沢総合支所・地域振興課	北沢 2-8-18	5478-8028
	玉 川総合支所・地域振興課	等々力 3-4-1	3702-1603
	砧 総合支所・地域振興課	成城 6-2-1	3482-2169
	烏 山総合支所・地域振興課	南烏山 6-22-14	3326-9249

青少年地区委員会 の活動事例

青少年地区委員会の活動には、青少年健全育成活動・社会環境を清める活動、防災意識を高める活動、子どもが意見発表する場、幼児及び低学年対象の行事、中高学年及び中高生対象の行事、いろいろな世代・団体と連携する活動、参画意識を高める研修会等があります。

次頁以降には、主な活動内容を事例として紹介していますので、参考にしてください。

青少年地区委員会ってどんな活動をしているの？

① 農 業 体 験

小学校低学年児童を対象にして、じゃがいもやさつまいもの収穫体験を行っています。また、じゃがいもやだいこんの種まきから除草、間引き、収穫を親子で楽しみながら体験できる地区もあります。

畑では農家の方が子どもたちに野菜の話をし、世田谷区の農業の現状や魅力を知る場ともなっています。



② い ち ご 栽 培 講 習 会

いちごの苗（2ポット）をプランターに定植し、自宅で栽培、収穫をするための栽培講習を始めました。親子で参加し、農家の方から植え付けの最大のポイントは、いちごの生長点である「クラウン」を地中に埋めてしまわないよう浅めに植え付けることを教えていただきました。



③ ウ ォ ー ク ラ リ ー

親子一緒に、または、友だち同士で、地区によっては地区委員やボランティアの中学生も一緒に歩きます。自分たちが住んでいる地域の歴史や文化、自然、公共施設、防災などについて知り、地域に親しみをもつ機会となっています。地域の人たちとの交流の場ともなっています。



④ サバイバルキャンプ

小・中学生を対象としたサバイバルキャンプを「おやじの会」などと一緒にしています。当日は、地区委員、PTA、おやじの会、消防団などと協力して、さまざまな防災に対する体験を行い、避難体験として学校に宿泊することも併せて行います。



⑤ 地域の安心・安全を考える会

小・中学校のPTAと連携した「安心・安全を考える会」は、それぞれ地区のテーマを掲げ、子どもたちの周辺の危険について考え、不安のないまちづくりに取り組んでいます。「食の安全」の観点から食育をテーマに、学校給食の試食や、区内の農家の畑を訪れ、生産、出荷、販売の様子を見学しました。



⑥ 屋外広告物一斉撤去

落書きや吸殻のポイ捨てに困っている繁華街では、「きれいで、過ごしやすい町にしよう」という住民の発案で、この取り組みが始まりました。ビラはがしや違法看板撤去、ゴミ拾いなどを定期的に行い、子どもたちが長期休みの間も安全に過ごすことができるよう、まちの美化活動に努めています。



⑦ あ い さ つ 運 動

学校・PTA・町会などと連携し、小・中学校で「あいさつ運動」を行っています。各学校の「あいさつ週間」の日程に合わせ、登下校時に、地区委員が交代で校門や街頭に出向いて、子ども一人ひとりに「朝のあいさつ」や「声かけ」を行っています。回を重ねるごとに、子どもたちのあいさつが返ってくるようになりました。小・中学校の他にも、区内特別支援学校でのあいさつ運動もを行っています。



⑧ 中 学 生 の つ ど い

地域の各中学校から選ばれた中学生が、学校での出来事や社会問題に対する意見や主張を述べます。地区委員会会長、地域の代表者、教育長などが審査をします。中学生の視点による分析と鋭い感性に胸をうたれる発表内容が多く、地域の方や保護者が真剣に耳を傾けています。また、中学校制作の学校紹介動画も普段の学校の様子を知ることができ、好評です。



⑨ 中 学 生 の 主 張 大 会

「自分の考えを人に伝えることができる」機会として、中学生の主張大会を開催しています。子どもたちが自分の思いを自由に表現することを大切にしており、みんなで中学生の想いや考えを聞こうという姿勢で取り組んでいます。中学校の協力を得ながら、各町会が発表する中学生を選出して実施しています。また、吹奏楽やダンスの発表も行っています。



⑩ ジュニアリーダー会

将来の地域の担い手として、中高生の「ジュニアリーダー」の育成につとめています。老人ホームへのボランティアや地域のさまざまな行事に主体的に参加しています。

「ジュニアリーダー」卒業後も、機会があると後輩の指導や相談相手になっています。

⑪ 中学生との意見交換会

地区委員会と中学校の生徒が昼食をとりながら、ざっくばらんに「意見交換」をします。また、行事にボランティアとして参加した中学生とも、行事終了後の「反省会」で意見交換をする地区があります。地域の中で「若い芽を育てる」ことに努めています。



⑫ 親と子の映画会

夏休みの期間に、幼児・小学校低学年対象の映画を観たり、音楽を楽しんだりしています。毎年映画の選定等には苦労するものの、会場が満席になる盛況ぶりに、地区委員会・親と子の映画会実行委員会は「また来年も良い映画を観てもらいたい」と張り切っています。地区委員は、会場準備・会場でのお世話役・自転車駐輪場管理等を行い、小さい子どもたちが楽しく映画を観ることができるよう裏方で活躍しています。



⑬ 親子お楽しみ会・人形劇

幼児・小学校低学年を対象にした、「演劇や人形劇」を親子で観て楽しめます。アニメや映画ではわかりづらくても人形劇にすることで、幼児でも楽しむことができます。バルーンアートのパフォーマンスを楽しむ地区もあります。

地域の方々との「ふれあいの場」にもなっています。



⑭ 子 ど も 大 会

地区内の幼・小・中学の子どもたちを対象に、地区委員会や児童館、関係機関、PTA、協力団体によって進めています。ゲームコーナーの運営はボランティアの中学生が担当し、中学生実行委員とまちづくりセンターとの連携のもと、企画会議を重ね入念に打ち合わせをしています。中学生の活躍は目覚ましく、独自の進め方による「パターゴルフ」「ストラックアウト」をはじめ、キラキラバッジ・プラバン・虫笛作り・靴飛ばし等が喜ばれています。



⑮ バ ス ハ イ ク

バスで公園やテーマパーク、動物園に行きます。現地では、中学生がリーダーとなったり、地区委員が引率したりして行動します。親子でバスハイクに参加した保護者は、地区の様々な事業や行事に関心を示し、地域の住民として協力を続けてくださる例も少なくありません。



⑯ 音 楽 フ ェ ス テ ィ バ ル

地区によっては、音楽やダンスなど様々なサークルが活動しています。小学生から80歳代の高齢者までが一堂に会しての交響楽団、中高生や若者たちのロックや太鼓グループ、ヒップホップダンスやラップダンスのグループ等、地域の音楽好きな青少年や住民が参加して色々なジャンルの「音楽」を披露します。この音楽フェスティバルの司会・進行・音響・照明・出演者インタビュー・幕間の指導等はすべて中学生、高校生、大学生が受け持って活躍しています。



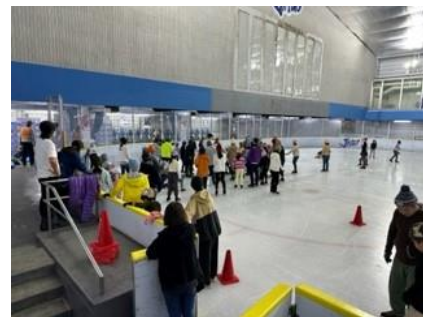
⑰ 中 学 生 対 象 普 通 救 命 講 習 会

3年生を対象に、学校、東京防災救急協会、消防団と連携して、事業の一環で普通救命講習会を実施しています。応急手当やAEDの操作方法などを学び、いざという時に勇気をもって行動できるよう準備しています。生徒たちには地域の力強い担い手となって活躍することが期待されています。



⑱ 早 朝 ア イ ス ス ケ ー ト

夏休みの早朝、明治神宮外苑アイススケートに親子で集合して、アイススケートを楽しみます。初心者も多いですが、インストラクターの30分ほどの指導で、子どもたちはコツをつかんですぐに上達し、すいすい滑り始めます。



⑲ ボ ウ リ ン グ 大 会

中学生と地区委員がチーム編成をしてボウリング大会を行っています。司会や進行も中学生ボランティアが担っています。ボウリング大会後に参加した中学生と地区委員の懇親会を設け、中学生と大人が共通のテーマで自分のことを発表する場を設ける等、互いに理解を深める場にもなっています。



⑩ 地 域 文 化 祭

舞台発表や遊びコーナー、販売コーナー、関係機関による出店など様々な人たちが地域をあげての文化祭を行っています。

この地域文化祭には、100 名ほどが中学生スタッフとして運営に参加します。近年は組織の中に青少年育成部を設けて、地域の人材として育てようとしています。中高生スタッフは主体的に責任感をもって、自分の役割に取り組んでいます。



⑪ 野 外 活 動

地域の公園で、動植物の観察、自然体験やネイチャーゲーム、森の工作、リースづくり等、自然に親しみながら楽しく活動しています。指導は地区委員の他に世田谷トラスト協会「アドベンチャークラブ」等の専門の方も加わります。大人も子どもと一緒に遊んだり、作ったり、味わったりしながら自然の大切さを学びます。



⑫ 凧 あ げ 大 会

大学の協力を得て、広いグラウンドで凧あげ大会を行っています。凧は手作りですが、それほど難しくありません。中高生のボランティアもサポートするので、10 分ほどで完成します。凧があがった時、子どもたちの歓声と、はしゃぎ走り回る姿に、参加者みんなの心が躍ります。



②③ 昔あそび体験

「昔あそび体験会」を実施している地域があります。コマ、けん玉、メンコ、竹馬、羽根つき、なわとび、福笑い、おはじきなど、地区によって内容は異なりますが、子どもたちは興味をもって参加しています。ボランティアの中高生も大活躍で、小学生との交流を楽しんでいます。



②④ まちぐるみ運動会

町会・自治会をはじめ地域の様々な団体が一体となって、大人も子どもも参加する一大イベントです。学校の運動会とはひと味違い、模擬店や様々な商品が出品され、町会ごとにチームが組み、「ふれあいの場」を多く設けています。また、中・高生の活躍の場を設け、社会参加を促しています。



②⑤ 飯ごう炊さん

郊外のキャンプ場や、学校の校庭などで行っていますが、それぞれ参加者が多く人気です。グループの仲間同士でふれあいながらカレーライス等を調理し、全員で一緒に食べます。中学生もボランティアとして裏方で活躍し、地域参加を体験しています。



②⑥ マ ラ ソ ン 大 会

ある地区のマラソン大会は、小学生、中学生、一般の部に分けて開催します。マラソン大会が近づくと早朝の親子の練習風景も見られ、冬の風物詩となっています。また、幼児のための輪投げコーナーや、無料の豚汁を振舞うコーナーを設けている地区もあります。食材の野菜や豆腐は地域の農家やお店からの提供など、ご協力をいただきながらマラソン大会が続いています。



②⑦ 子 ど も ぶ ん か 村

「演劇くらぶ」「音楽くらぶ」「科学くらぶ」「伝統くらぶ」「ボランティアくらぶ」「ものづくりくらぶ」など地域で運営する文化クラブを地区委員会が携わって事業を展開しています。子どもたちの豊かな体験の場であり、居場所ともなっています。子ども同士、大人同士、子どもと大人がつながっていくまちづくりを目指しています。毎年3月にすべての「くらぶ」が会して発表会を実施しています。計画から準備、実施まで子どもと大人が一緒になって運営しています。



②⑧ ス ポ ー ツ 大 会

ドッジボール、ポッチャ、タグラグビー、モルックなど、地区によって競技は様々で、大会に向けて練習を重ねている子どもたちもいます。地域の子どもたち同士や大人がともにスポーツをすることで、健康な体づくりに寄与するだけでなく、地域の顔見知りを増やし、交流を深める場となっています。



研修会

各地区委員会では、委員の役割や事業計画・内容等について理解を深めていますが、より一層活動を推進・活性化していくために、さまざまな研修会を実施しています。

① 地 域 を 知 る 研 修 会

青少年地区委員会は主に地域の様々な団体の代表者で構成されています。研修会を行い、地区委員会のメンバーが日々どのような活動をしているかを知ること、委員同士の交流や参画意識、青少年健全育成活動の連携を図っています。

また、子どもたちの生活環境を考えるために、担当地域を実際に歩き巡って、地域の理解を深めています。



② 講 演 会

子育てや青少年問題の専門家等を招いての講演会や地域環境美化活動に関する講演会、最近では、SNSによる犯罪やトラブルから子どもを守るための講演会も実施しています。このように各地区では、その時々の課題の解決に向けて、自主的に講演会を実施して知識を深めています。



③ 施 設 見 学

青少年地区委員としての見識を高めるために、子どもの健全育成に深くかかわる施設を実際に見学している地区もあります。

④ 青 少 年 地 区 委 員 会 ・ 青 少 年 補 導 連 絡 会 合 同 研 修 会

年に1度、青少年補導連絡会と合同で、青少年事業に係る知見を深めるための講演会などを開催しています。

参 考 資 料

（１）基本方針

- ・世田谷区子どもの権利条例
- ・子ども・子育て応援都市宣言

（２）青少年地区委員会根拠法令等

① 青少年問題協議会および子ども・若者・子育て会議について

- ・地方青少年問題協議会法
- ・世田谷区子ども・若者・子育て会議条例

② 青少年地区委員会について

- ・（東京都）地区委員会設置基準および運営要領
- ・（東京都）地区委員会運営指針
- ・世田谷区青少年地区委員会設置要綱
- ・世田谷区青少年地区委員会運営要領
- ・世田谷区青少年地区委員会規約基準例

③ 青少年地区委員の推薦について

- ・世田谷区青少年地区委員推薦要項

（３）青少年育成・指導者・関係組織等

（４）子ども、青少年関連情報の紹介

(1) 基本方針

世田谷区子どもの権利条例

改正

平成13年12月10日 条例第64号

平成24年12月10日 条例第82号

平成26年3月7日 条例第14号

令和2年3月4日 条例第11号

令和7年3月5日 条例第68号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 子どもの権利（第4条—第9条）

第3章 子ども・子育てを支え合う地域づくり（第10条—第14条）

第4章 基本となる政策（第15条—第24条）

第5章 子どもの権利擁護（第25条—第35条）

第6章 推進計画・推進体制・評価検証など（第36条—第39条）

第7章 雑則（第40条）

附則

（子どもの意見表明）

1. 子どもの思い

私たちは、自分の意見や思いを受けとめてもらったとき、喜びを感じます。

きれいで自然豊かな世田谷を守っていききたいです。

私たちの未来にもっと希望をもちたいです。

自分で様々な選択をして自分らしく生きたいです。

子ども同士が交流し、つながる機会を増やしたいです。

安心できる場所を増やしたいです。

自由に、やりたいことにチャレンジして、学びを深め、成長していききたいです。

大人に意見や思いを届けたいです。

こんな思いがかなう世田谷にしたいです。

2. 大人へのメッセージ

大人世代の「あたり前」は、子ども世代の「あたり前」とは違います。

大人たちには、自分が子どもだった時の気持ちを思い出して、子どもと同じ目線で立って向き合ってほしいです。

子どもはきっとこう感じているという決めつけではなく、私たちの言葉や思いを信じてください。

そして、言葉や思いをしっかり受けとめた上で向き合ってください。

みんなが意見や思いを尊重し合って、何かを恐れずに、自由に発言や表現できる環境が欲しいです。

個性が認められ自分らしく生きたいので、多様性が尊重されることが必要です。

好奇心がくすぐられる体験、機会など、ワクワクを育ちや学びに取り入れてほしいです。

すべての子どもが安心して、教育を受けられる多様な環境が欲しいです。

いろいろな不安をもっている子どもの味方になってくれる人がいる場所を増やしてください。

「できるかできないか」だけを見るのではなく、「やっている姿」も見てください。

私たちがどんな進路を選んでも、一人ひとりに合わせた応援をしてください。

（区や大人の決意表明）

子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体です。

子ども時代に、周囲の人に意見や思いを受けとめてもらった経験は、子どもの安心や自信につながり、その後を生きる大きな力となる

ります。

私たち区や大人は、子どもの思いを大切に受けとめ、子どもにとって一番よいことは何かを真剣に考え、対話し、応えていくよう努力します。

子どもたちがこの条例を通じて、自分に権利があること、また、大人や他の子どもにも権利があることを知ることは、社会における責任ある生活を送る上で、大切なお互いの権利の尊重や、信頼関係の構築につながります。

私たち区や大人は、今と未来をつくるパートナーである子どもの声を聴き、対話しながら、地域が子どもを支え、子どもが地域を豊かにし、誰もがつながり支え合う地域づくりに努めます。

この条例は、日本国憲法、子どもの権利条約（平成元年（1989年）11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」をいいます。）と、こども基本法の理念に基づき制定します。

私たち区や大人は、子どもが権利の主体として、一人ひとりの子どもが豊かに育つことが保障され、自分らしく幸せな今を生き、明日からもよい日と考える社会を実現していきます。

第1章 総則

（条例制定の趣旨）

第1条 この条例は、子どもの権利が当たり前に保障される文化をつくり、一人ひとりの子どもが、今を自分らしく幸せに生きて、明日に希望を抱きながら、豊かに育つことができる社会をつくるための基本的な事柄を定めるものです。

（言葉の意味）

第2条 この条例において「子ども」とは、次の人のことをいいます。

- （1）まだ18歳になっていないすべての人
- （2）この条例の趣旨を踏まえ、まだ18歳になっていないすべての人と同等の権利を認めることが適当であると認められる人
- 2 この条例において「大人」とは、過去に子どもであったすべての人のことをいいます。
- 3 この条例において「保護者」とは、子どもの親や祖父母、里親その他子どもの親に代わり養育する人のことをいいます。
- 4 この条例において「学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者」とは、区内において、子どもが育ち、学び、活動したり、過ごしたりすることができる場所やこれらを支援する組織団体・法人のことをいいます。
- 5 この条例において「区民・団体・事業者」とは、子どもが地域の中で関わる多様な大人や子ども、地域で活動する組織団体・法人のことをいいます。
- 6 この条例において「区」とは、区長部局のほか、教育委員会などの行政委員会も含めたすべての執行機関のことをいいます。

（条例の目標）

第3条 この条例の目標は、次のとおりとします。

- （1）子どもが考える「一人ひとりが笑顔で自分らしくチャレンジできるまち」をつくります。
- （2）子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体であり、自分らしく、幸せに生きる権利をもっています。私たち区や大人は、子どもの思いや意見を受けとめ、子どもとともに、子どもにとって最もよいことを考え、実現していきます。
- （3）子どもが身を置くあらゆる場において、子どもに関わるあらゆる人によって、子どもの権利が当たり前に保障され、子ども自身が子どもの権利を実感できる文化と社会をつくり出し、発展させ、継承していきます。

第2章 子どもの権利

（基本となる権利）

第4条 平成元年（1989年）11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」（以下「子どもの権利条約」といいます。）に定める4つの一般原則をもとに、次に掲げる権利を定めます。これらの基盤となる権利は、年齢、発達、性別、LGBTQなどの性的指向とジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無など（以下「年齢など」といいます。）にかかわらず、すべての子どもに保障されなければなりません。また、これらの権利を実現するための政策の実施に当たっては、年齢などに十分に配慮しなければなりません。

- （1）いかなる理由でも差別されない権利
- （2）子どもに関係のあることが決められ、行われるときは、子どもにとって最もよいことが何かを考えられる権利
- （3）生きる権利と成長・発達する権利
- （4）自分に関係のあることについて、自由に自分の意見や思いを表明する権利

（自分らしくいられる権利）

第5条 子どもは、自分らしくいられます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- （1）自分らしくいられ、個性が尊重される権利
- （2）公正に評価される権利

（豊かに過ごす権利）

第6条 子どもは、様々な経験を通して、自分を豊かに成長・発達させることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が

保障されなければなりません。

- (1) 今も将来も豊かに生きることができる権利
 - (2) 自分のやりたいことを追求できる権利
 - (3) 思い切り遊び、自分にとって楽しいことをする権利
 - (4) 自分が知りたい情報を得られる権利
 - (5) 心や身体が疲れた時に休息することができる権利
- (社会から守られ、支援を受ける権利)

第7条 子どもは、安心して過ごすため、社会から守られ、支援を受けることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 安全で安心して生きることができる権利
 - (2) 健康に暮らせる権利
 - (3) 生活環境と自然環境が守られる権利
- (自分で自分のことを決める権利)

第8条 子どもは、自分に関することを自分で決めることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 自分で選択して自由に自己決定できる権利
 - (2) 自分らしく学び、成長・発達できる権利
 - (3) 様々なことに挑戦して失敗できる権利
- (意見を表明し、参加・参画する権利)

第9条 子どもは、自分の意見や思いを表明し、自分に関わることに参加・参画することができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 意見や思いを様々な方法で表すことができる権利
- (2) 対話をして協働する権利
- (3) 地域に参画する権利

第3章 子ども・子育てを支え合う地域づくり
(保護者の役割など)

第10条 保護者は、子どもの権利を守るため、子どもにとって最もよいことを第一に考え、子どもの意見を聴き、その実現に向けて子どもに寄り添い、成長・発達を支え、子どもの身近な安全基地となる大切な役割を担います。

- 2 保護者は、子どものために思い、良かれと思っていることが、子どもの意思に反していたり、成長・発達の機会を奪うことになっていたりしないかを、子どもの意見や思いを聴きながら、子どもとともに考えます。
- 3 保護者自身も安心して、自分らしく、幸福であることが大切です。保護者は地域で子育てを支えられ、必要な支援を受ける権利が保障されます。

(学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者の責務)

第11条 学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者は、子どもが人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていけるよう、子どもの主体性を尊重し、子どもの権利を保障する責務があります。

- 2 学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者は、子どもの権利を保障するため、区や区民・団体・事業者と連携・協力する責務があります。
- 3 子どもに関わる事業者は、その雇用する労働者が子育てをしやすい環境を整備するとともに、地域の子どもが自分らしく、豊かに育つことができるよう配慮しながら事業活動を行う責務があります。

(区民・団体・事業者の役割)

第12条 区民・団体・事業者は、地域の中で、子どもと子育てをしている家庭を見守り、ともに住みやすい地域をつくっていくという意識をもち、子どもの権利が保障された地域づくりを担います。

- 2 事業者は、その雇用する労働者が子育てをしやすい環境の整備に努めるとともに、その事業活動が子どもの権利の保障につながるよう、配慮に努めなければなりません。

(区の責務)

第13条 区は、子どもの権利を保障するための政策を総合的に実施する責務があります。

- 2 区は、子どもについての政策を実施するときは、保護者、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者、区民・団体・事業者と連携・協働し、子どもへの支援を展開します。
- (地域の中で支える子どもにやさしいまちづくり)

第14条 区や子どもを含むすべての区民は、地域の中で支える子どもにやさしいまちの実現に向けて、誰もがつながり、助け合いな

がら、自発的な活動が継続できるよう必要な取組を行います。

第4章 基本となる政策

(子どもが参加・参画できる機会の確保と意見や思いの尊重)

第15条 区は、様々な場面や機会、子どもの多様な意見や思いを受けとめ、対話しながら、子どもとともに子どもの権利を実現します。

2 区は、子どもが主体となって、安心して意見表明をすることができる会議を実施するとともに、会議以外の意見表明の場も確保し、子どもが地域社会の主体となって参加・参画することができる仕組みづくりに努めていきます。

3 区は、様々な工夫のもとで、意見表明が苦手な子どもや意見表明の場があってもなかなか意見表明ができない子どもの声を聴き、乳幼児など意見表明の手段が限定される子どもの思いを受けとめ、子どもの意見を尊重するよう努めていきます。

4 区は、子どもの意見や思いを大切に受けとめて、その意見や思いの実現などについて検討した結果と、その理由について子どもに伝えていくよう努めていきます。

(子どもの居場所づくり)

第16条 区は、子どもが必要と考える、多様な居場所づくりと居場所の質の確保に努めていきます。

2 区は、子どもが居心地よく安心して過ごすことができることに加え、子どもとの対話を重ねながら、次の複数の要素を取り入れた子どもの居場所を実現するよう努めていきます。

(1) 子どもの権利の視点から、自由があり自分らしくいられること。

(2) 場の一員である実感がもて、意思を伝えようと思え、伝えた意見が受けとめられたと感じられること。

(3) 自分のことを自分で決められること。

3 学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者は、連携を強化することで、子どもが多様なコミュニティの中でのびやかに育つことができ、安心して過ごすことができる居心地のよい環境の整備に努めていきます。

(虐待の予防など)

第17条 誰であっても、子どもを虐待してはなりません。

2 区は、虐待を予防するため、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者などと連絡を取り、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めていきます。

3 区は、虐待を早期に発見し、子どもの命と安全を守るため、児童相談所と子ども家庭支援センターとの強力な連携のもと、子どもや子育てをしている家庭に対する適切な支援と的確な子どもの保護に努めていきます。また、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者などと連絡を取り、協力しながら、虐待の予防に努めていきます。

(いじめや差別の予防など)

第18条 誰であっても、いじめられたり、差別されたりすることなく安心して過ごすことができる権利があります。

2 区は、いじめや差別を予防するため、すべての区民に必要な理解が広まるための普及啓発を推進し、未然防止や早期発見に努めていくとともに、いじめや差別があったときに、速やかに解決するため、保護者や学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者などと連絡を取り、協力するなど必要な仕組みを作るよう努めていきます。

(貧困などの対策)

第19条 誰であっても、貧困などに関連する生まれや育った環境などにかかわらず、安心して育つことができる権利があります。

2 区は、貧困などの防止と解消に向けて、子どもの現在と将来がその生まれや育った環境に左右されることがないように、すべての子どもが自分らしく豊かに育つことができる環境の整備に努めていきます。

(健康と環境づくり)

第20条 区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもが自分らしく豊かに育つための安全で良好な環境を整備するよう努めていきます。

(子どもの権利学習の支援)

第21条 区は、子どもが子どもの権利について学習するための支援に努めていきます。

2 区は、子どもに関わる大人が子どもの権利について理解し、子どもに教えることができるようになるための支援に努めていきます。

(子育て支援ネットワークの形成)

第22条 区は、子どもの育ちや子育てを、子どもや保護者個人の責任とはせず、地域社会全体とともに支え合い、子ども一人ひとりの権利が保障される地域づくりを推進していきます。

2 区は、多様な主体による子育て支援ネットワークの形成における、中心的な役割を担います。

(人材育成)

第23条 区は、子どもの意見形成や意見表明を支援するため、必要な人材育成に努めていきます。

2 区は、子どもの意見形成や意見表明を支援する人材を継続的に育成するとともに、支援を受けた子どもが次の担い手となる循環が生まれる環境の整備に努めていきます。

(普及啓発)

第24条 区は、この条例の存在と理念について、すべての区民に理解してもらうよう努めていきます。

2 区は、様々な工夫をしながら、乳幼児を含めた子どもに対してだけでなく、大人に対しても、この条例の普及啓発を実施していきます。

3 区や大人は、子どもが自分らしく生きていくことができる社会において、自ら考え責任ある生活を送るために、自分自身に子どもの権利があることや、お互いを認め合い尊重することの大切さを伝えていきます。

4 区民が子どもの権利について理解と関心を深めることができるよう、子どもの権利条約が国際連合で採択された11月20日を、「世田谷区子どもの権利の日」として定めます。

第5章 子どもの権利擁護

(世田谷区子どもの権利擁護委員の設置)

第25条 区は、子どもの権利を擁護し、子どもの権利の侵害を速やかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を設置します。

2 擁護委員は、5人以内とします。

3 擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。

4 擁護委員の任期は3年とします。ただし、再任することができるものとします。

5 区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。

(擁護委員の仕事)

第26条 擁護委員は、次の仕事を行います。

(1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。

(2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること。

(3) 子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。

(4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。

(5) 子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。

(6) 子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。

(7) 活動の報告をし、その内容を公表すること。

(8) 子どもの権利の擁護についての必要な理解を広めること。

(擁護委員の努めなど)

第27条 擁護委員は、子どもの権利を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、教育委員会、保護者、区民、事業者などと（以下「関係機関など」といいます。）と連絡を取り、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければなりません。

2 擁護委員は、その地位を政党や政治的目的のために利用してはなりません。

3 擁護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密を漏らしてはなりません。擁護委員を辞めた後も同様とします。

(擁護委員への協力など)

第28条 区は、擁護委員の設置の目的を踏まえ、その仕事に協力しなければなりません。

2 保護者、区民、事業者などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

3 区は、附属機関としての役割を担い活動する擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。

(相談と申立て)

第29条 次に定める者は、擁護委員に、自分の権利への侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。また、誰であっても、擁護委員に、次に定める者の権利の侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。

(1) 区内に住所を有する子ども

(2) 区内にある事業所で働いている子ども

(3) 区内にある学校、児童福祉施設などに、通学、通所や入所している子ども

(4) 子どもに準ずる者として規則で定める者

(調査と調整)

第30条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、また、必要に応じて、子どもの権利の侵害についての調査をするものとします。ただし、擁護委員が特別の事情があると認めるときを除き、規則で定める場合においては、調査をしないことができます。

2 擁護委員は、関係機関などに対し調査のために必要な書類を提出するよう求めることや、その職員などに対し調査のために質問することができるものとします。

3 擁護委員は、調査の結果、必要と認めるときは、子どもと関係機関などとの仲介をするなど、子どもの権利の侵害を取り除くための調整をすることができます。

(要請と意見など)

第31条 擁護委員は、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための要請をすることができます。

2 擁護委員は、子どもの権利の侵害を防ぐため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための意見を述べるすることができます。

3 要請や意見を受けた区長や教育委員会は、その要請や意見を尊重し、適切に対応しなければなりません。

4 要請や意見を受けた区長と教育委員会以外の関係機関などは、その要請や意見を尊重し、対応に努めなければなりません。

5 擁護委員は、区長や教育委員会に対して要請をしたときや意見を述べたときは、その対応についての報告を求めることができます。

6 擁護委員は、必要と認めるときは、要請、意見、対応についての報告の内容を公表することができます。この場合においては、個人情報保護について十分に配慮しなければなりません。

7 擁護委員は、その協議により要請をし、意見を述べ、また、この要請や意見の内容を公表するものとします。

(見守りなどの支援)

第32条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができます。

(活動の報告と公表)

第33条 擁護委員は、毎年、区長と教育委員会に活動の報告をし、その内容を公表するものとします。

(擁護委員の庶務)

第34条 擁護委員の庶務は、子ども・若者部で行います。

(相談・調査専門員)

第35条 擁護委員の仕事を補佐するため、相談・調査専門員を設置します。

2 相談・調査専門員は、子どもの声を聴く専門家として、子ども本人などからの相談に応じ、必要に応じて擁護委員に報告します。

3 相談・調査専門員は、子どもの権利に関する普及啓発活動を実施します。

4 擁護委員に準じて、第27条の規定は、相談・調査専門員に適用します。

第6章 推進計画・推進体制・評価検証など

(推進計画)

第36条 区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画(以下「推進計画」といいます。)を作ります。

2 区長は、推進計画を作るときは、当事者である子どもや区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。

3 区長は、推進計画を作ったときは、速やかに公表します。

(推進体制)

第37条 区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備します。

(国、東京都などとの協力)

第38条 区は、子どもが自分らしく、豊かに育つための環境を整備するため、国、東京都などに協力を求めていきます。

(評価検証など)

第39条 区長は、子どもについての政策において、子どもの権利を保障するため、第三者機関による調査と評価検証を行う体制を整備します。

2 区長は、評価検証などに当たっては、当事者である子どもや区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。

第7章 雑則

(委任)

第40条 この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。

附則

この条例は、平成14年4月1日から施行します。

附則(平成24年12月10日条例第82号抄)

1 この条例中第1条の規定は、平成25年4月1日から施行します。ただし、同条中世田谷区子ども条例第2章の次に1章を加える改正規定(第19条から第23条までに係る部分に限り)は、規則で定める日から施行します。(平成25年5月規則

第64号で、同25年7月1日から施行)

ふそく へいせい ねん がつ か じょうれいだい ごう
附則（平成26年3月7日 条例第14号）

この 条例は、平成26年4月1日から施行します。

ふそく れいわ ねん がつ か じょうれいだい ごう
附則（令和2年3月4日 条例第11号）

この 条例は、令和2年4月1日から施行します。

ふそく れいわ ねん がつ か じょうれいだい ごう
附則（令和7年3月5日 条例第68号）

（施行期日）

1 この 条例は、令和7年4月1日から施行します。

（世田谷区地域保健福祉推進 条例の一部改正）

2 世田谷区地域保健福祉推進 条例（平成8年3月世田谷区 条例第7号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項第4号中「世田谷区子ども条例」を「世田谷区子どもの権利条例」に、「第19条」を「第29条」に改める。

子ども・子育て応援都市宣言

子どもは、ひとりの人間としてかけがえのない存在です。

うれしいときには笑い、悲しいときには涙を流します。感情を素直にあらわすのは、子どもの成長のあかしです。子どもは、思いっきり遊び、失敗しながら学び、育ちます。子どもには、自分らしく、尊重されて育つ権利があります。

子どもは、地域の宝です。

大人は、子どもをしっかり見守り、励まし、支えます。地域は、子育て家庭が楽しく子育てできるように応援します。子どもは、成長に応じて社会に参加し、自分のできることと役割、みんなで支えあう大切さを学んでいきます。

子どもは、未来の希望です。今をきらめく宝です。

大人は、子どもにとっていちばんよいことを選び、のびのびと安心して育つ環境をつくれます。

世田谷区は、区民と力をあわせて、子どもと子育てにあたたかい地域社会を築きます。ここに、「子ども・子育て応援都市」を宣言します。

平成27年3月3日

世 田 谷 区

(2) 青少年地区委員会根拠法令等

①青少年問題協議会および子ども・若者・子育て会議について

地方青少年問題協議会法

(設置)

第1条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会(特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。)(以下「地方青少年問題協議会」と総称する。)を置くことができる。

(所掌事務)

第2条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

(2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第3条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第4条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第5条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第6条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則(省略)

世田谷区子ども・若者・子育て会議条例

令和7年4月

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第

72条第1項及び地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、区長の附属機関として、世田谷区子ども・若者・子育て会議（以下「子ども・若者・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・若者・子育て会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事項
- (2) 地方青少年問題協議会法第2条第1項各号に掲げる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

（組織）

第3条 子ども・若者・子育て会議は、学識経験者及び区民のうちから、区長が委嘱する委員35人以上をもって組織する。

（任期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 子ども・若者・子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副会長は、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 会長は、子ども・若者・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子ども・若者・子育て会議は、会長が招集する。

- 2 子ども・若者・子育て会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 子ども・若者・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第7条 子ども・若者・子育て会議は、専門的事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

（会議の公開）

第8条 子ども・若者・子育て会議は、公開とする。ただし、子ども・若者・子育て会議の議決があったときは、非公開とすることができる。

（意見聴取）

第9条 子ども・若者・子育て会議は、必要があると認めるときは、専門的事項に関

し学識経験のある者その他関係人の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（世田谷区子ども・青少年協議会条例及び世田谷区子ども・子育て会議条例の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- （1）世田谷区子ども・青少年協議会条例（昭和31年3月世田谷区条例第11号）
- （2）世田谷区子ども・子育て会議条例（平成26年9月世田谷区条例第36号）

②青少年地区委員会について

(東京都) 地区委員会設置基準および運営要領

昭和 32 年 11 月

1 地区委員会設置の趣旨

青少年問題に関する地域組織活動の強化および補導体制の整備強化要綱、ならびに、地区組織活動強化に関する実施要領の定めるところにより、青少年をめぐる社会環境の浄化につとめるとともに、地域社会における青少年の健全なる育成をはかるため、各区市町村青少年問題協議会の下部組織として地区委員会を設置する。

2 地区委員会の性格

地区委員会は、その構成員がそれぞれの属する青少年関係組織の、固有の役割をより効果的に果たすため、関係各組織との間に、その施策について、連絡協議ならびに調整をはかり、もって、地域社会における青少年の健全育成のために、その力を総合し、結集することを目的とする。

3 地区委員会の設置単位

原則として、各地の実情に即応した単位とするが、おおむね次のいずれかによることがのぞましい。

(1) 各区市出張所の管轄区域単位

ただし、町村の存する区域においては、町村単位

(2) 中学校の通学区域単位

(3) 福祉地区の児童委員常務委員管轄区域単位

4 地区委員会の運営

地区委員会の運営ならびに指導は、主として区市町村協議会の事務主管課が、これに当るを原則とする。ただし、主管課はつねに地方教育委員会、福祉事務所、児童相談所等関係行政機関の援助および協力を求め、とくに社会教育職員、児童委員、青少年委員、生活指導主任等の助言および援助により、その適切なる運営につとめるものとする。

なお、地区委員会そのものは実施団体ではないが、委員会を構成する関係団体の活動を積極的に取上げるばあいには、地区委員会主唱のもとに、関係組織の共同主催により、実施活動を行うものとする。

また、区市町村長は、地区の実情により、または必要に応じて、地区委員会の運営ならびに指導に関する事項の全部または一部を、前記関係機関のいずれかに委任して行うことができるものとする。この場合は、予算の執行委任を伴うものとする。

（東京都）地区委員会運営指針

昭和 36 年 5 月 26 日

第 55 回青少年問題協議会作成

1 地区委員会の目的

地区委員会は、青少年をめぐる社会環境の浄化につとめるとともに、地域社会における青少年の健全な育成をはかることを目的とする。

2 地区委員会のあり方

地区委員会はその目的を果たすため、地域社会の力を結集し、青少年問題協議会（以下「協議会」という。）において調整した施策に協力するとともに、その構成員の属する青少年関係機関団体等の固有の役割をより効果的に果たすため、その施策について連絡調整をはかるとともに、地区の実情に応じた施策を選択して、効果的に実施するものとする。

3 地区委員会の活動目標

地区委員会は「地区組織の活動強化に関する実施要領」第 3、地区組織の活動目標（１）から（７）までの事項その他青少年の健全育成について必要な事項を活動目標とする。

※参考

- （１）青少年をめぐる社会環境の浄化
- （２）校外生活指導と青少年余暇指導の強化
- （３）青少年のための文化施設の整備
- （４）青少年団体の指導育成
- （５）働く青少年の指導育成
- （６）家庭及び両親教育の振興
- （７）地区内児童福祉対策の強化

4 地区委員会の活動方針

活動にあたっては、下記のとおり他の組織団体との関係および実施事項の選択に留意する。

（１）地区協議会との関係

地区協議会と地区委員会はつぎの二点において、表裏一体、相互補完の関係を有するものとする。

ア 地区委員会は、地区協議会において調整された青少年対策を推進させる母体であること。

イ 地区委員会は、地域社会の力を結集し、統一された意志を地区協議会を通じて各種の施策に反映させること。

（２）他の関係機関団体との関係

地区委員会は、自主的活動と関係機関の施策に対する協力活動とし、自主的活動を行う場合には、そ

の本来の機能である連絡調整を十分に行うことによってそのなすべき役割を明らかにし、その施策が競合しているような誤解をまねくことのないようにすること。

協力的活動を行う場合には、関係機関の指導援助を求めるほか、地区委員会は、青少年問題に関する地方公共団体の行政効果を地域の末端に浸透させる場であるという観点にたち、家庭と直結した活動をする。

なお他の民間団体の活動については、地区委員会は、常に後から援助の手をさしのべるという態度が望ましい。

(3) 具体的な実施事項については、「地区組織の活動強化に関する実施要領」第5実施事項に掲げるものとし、おおむねつぎの基準に該当する施策を選択するものとする。

ア 地域内関係団体等の全体にわたり、単独で実施するよりも総合的に実施した方がより効果的なもの。

イ 実施することにより他の機関団体等の活動及びその成果を促進するもの。

ウ 地域の実情に応じ、時宜を得たもの。

5 地区委員会の設置単位

設置単位はつぎのいずれかによるものとするが、地理的条件等止むを得ない事情がある場合は他の単位によることができる。

(1) 区市町村出張所の管轄区域

(2) 公立中学校の通学区域

(3) 福祉地区の児童委員代表常務の管轄区域

6 地区委員会の運営

地区委員会の運営及び指導は、主として区市町村青少年問題協議会の事務主管課が関係機関の援助及び協力を求めてこれに当るのを原則とする。

ただし、区市町村長は地区の実情により、または必要に応じて地方自治法第180条の2の規定により地区委員会の運営及び指導に関する事務の全部または一部を区市町村教育委員会等に委任し、またはこれらの補助職員等に補助執行させることができる。

世田谷区青少年地区委員会設置要綱

（設置）

第1条 世田谷区まちづくりセンター（以下「まちづくりセンター」という。）に世田谷区青少年地区委員会（以下「地区委員会」という。）をおく。

2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認めるときは、まちづくりセンターの管轄区域を統合または分割して地区委員会をおくことができる。

（目的）

第2条 地区委員会は、青少年をめぐる社会環境の浄化につとめるとともに、地域社会における青少年の健全育成をはかることを目的とする。

（組織）

第3条 地区委員会は次に掲げる者について、区長が委嘱する委員をもって組織する。

- （1）世田谷区教育委員会より任命されている青少年委員
- （2）区内所在の小・中・高等学校等の学校長
- （3）区内におけるPTAの代表者
- （4）その他区長が必要と認める者

2 委員の定数は区長が定めるものとする。

（役員及び権限）

第4条 地区委員会に次の委員をおく。

- （1）会長 1名 （2）副会長 若干名 （3）理事 若干名 （4）監事 2名

2 会長および副会長は、理事の互選により、理事及び監事は地区委員会においてこれを選任する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

5 理事は、理事会を組織し、地区委員会事業の企画及び運営をつかさどる。

6 監事は、地区委員会の会務及び経理の監査の任にあたる。

（任期）

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（委員会）

第6条 地区委員会は、その事業実施に関する基本計画を協議決定する。

（招集）

第7条 地区委員会及び理事会は、地区委員長が招集する。

（庶務）

第8条 地区委員会の庶務は、まちづくりセンターが担当する。

附則（省略）

世田谷区青少年地区委員会運営要領

1 青少年地区委員会のあり方

青少年地区委員会は、次の事項を視点に入れつつ、青少年健全育成についての地区および地区内住民の理解と関心を深め、地域社会の力を結集し、区民運動としての展開を図る。

- (1) 地区の実情に応じた自主的活動を実施すること。
- (2) 子ども・若者・子育て会議に地区の意見や主張を反映させ、各種の施策を推進すること。
- (3) 子ども・若者・子育て会議の協力機関として、主にその実践面を分担すること。

2 青少年地区委員会の活動内容

青少年地区委員会は、次の事項を実施する。

- (1) 青少年対象の事業の実施
 - ア 青少年が参加・参画する催し物等の開催
 - イ 地区委員会委員等の青少年健全育成関係者の研修等の開催
- (2) 青少年をめぐる社会環境の整備
 - ア 社会環境の浄化
 - ① 青少年健全育成や非行防止の思想の普及徹底
 - ② 地域環境づくり、家庭環境づくり
 - イ 青少年非行防止対策
 - ① 保護もしくは指導を必要とする児童・生徒対策
 - ② 青少年の非行防止
- (3) 青少年施設に対する協力
 - ア 区民利用施設・社会教育施設・児童厚生施設等の整備拡充や利用促進への協力
 - イ 公園・児童遊園の設置に対する協力
 - ウ 遊び場の設置に対する協力および利用促進
- (4) 青少年の福祉増進
 - ア 青少年団体の指導育成
 - ① 既存青少年団体の指導育成
 - ② 青少年グループづくりの促進
 - イ 勤労青少年対策
 - ① 勤労青少年の余暇対策
 - ② 勤労青少年の環境適応化対策
 - ③ 新就職者対策

3 青少年地区委員会活動の留意事項

- (1) 青少年地区委員会の活動は、青少年健全育成についての区の行政効果を地区の末端に浸透させるものであるから、家庭ならびに地域に直結するものでなければならない。
- (2) 他の青年関係機関や団体と十分連絡調整を行い、地区委員会の活動内容等が競合することのないように注意するとともに、それら機関や団体が十分活動できるよう、種々の面で支援する。
- (3) 地区委員会単独で実施するよりも、地区内関係機関・団体と共に実施したほうが効果的なものについては、共催等を考慮する。

(4) 実施するに当たり、他の機関・団体等の活動およびその効果を促進するもの、地区の実情に応じたもの、あるいは時宜を得たものであるよう考慮する。

世田谷区青少年地区委員会規約基準例

(名称その他)

第1条 本会は世田谷区青少年〇〇〇地区委員会と称し、事務所を世田谷区〇〇〇丁目
〇番〇号世田谷区〇〇〇まちづくりセンターにおく。

(目的)

第2条 本会は青少年をめぐる社会環境の浄化につとめるとともに、地域社会における青少年の健全育成を
はかることを目的とする。

(実施事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、つぎの事項を実施する。

- (1) 青少年対象の事業の実施
- (2) 青少年をめぐる社会環境の整備
- (3) 青少年施設に対する協力
- (4) 青少年の福祉増進

(組織)

第4条 本会は、区長より委嘱された委員をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 理事 若干名 (4) 監事 2名
- 2 会長および副会長は理事の互選により、理事及び監事は委員会においてこれを選任する。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 理事は理事会を組織し、地区委員会事業の企画及び運営をつかさどる。
- 6 監事は、地区委員会の会務および経理の監査の任にあたる。

(委員会・理事会)

第6条 委員会は地区委員会の事業実施に関する基本計画を協議決定する。

- 2 委員会は、原則として〇〇回開催するものとする。
- 3 理事会は、原則として〇〇回開催するものとする。

(招集)

第7条 委員会および理事会は会長が招集する。

(庶務)

第8条 本会の庶務は世田谷区〇〇〇まちづくりセンターが担当する。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附則(省略)

③青少年地区委員の推薦について

世田谷区青少年地区委員推薦要項

世田谷区青少年地区委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第3条に掲げる委員の推薦はこの要項による。

1 推薦方法

要綱第3条第1項（4）に掲げる委員については、まちづくりセンター所長が作成した候補者名簿をもって推薦するものとし、同条同項（1）～（3）の委員については、子ども・若者支援課長が作成した候補者名簿をもって推薦するものとする。

2 委員の範囲

（1）要綱第3条第1項（4）「その他区長が必要と認める者」について、次の委員又は団体等の中から適当と認めるものを推薦する。

- ①管内に居住する民生委員・児童委員
- ②管内に居住する保護司
- ③管内の青少年団体・女性団体及び補導連絡会
- ④管内の町会・自治会
- ⑤管内商店会及び事業団体
- ⑥PTA等青少年の健全育成活動の経験者
- ⑦その他適当又は必要と認める者

（2）要綱第3条第1項（1）～（3）については、住所又は勤務地が原則として管内にある次の者の中より推薦する。

- ①青少年委員
- ②区内所在の小・中・高等学校等の学校長
- ③区内におけるPTAの代表者

3 定数

要綱第3条第2項に基づく委員の定数は一地区50名以内とし、同条第1項（1）～（3）に掲げる委員の数は20名以内とする。ただし、区長が認める場合はこの限りではない。

附則（省略）

(3) 青少年育成・指導者・関係組織等

● 青少年補導連絡会

警察署管内を単位に4つの青少年補導連絡会が組織されています。青少年の不良化を防止するため、保護・矯正・指導に関する職にある人が、相互の連携を密にし、連絡協議、ケース発表などを行い、それぞれの活動に役立たせることを目的としています。

委員は保護司、民生委員・児童委員、少年補導員、小中学校長及び生活指導主任、警察署少年係職員、児童福祉司などからなります。

● 児童福祉司

児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行うなど、児童の福祉の増進に努めています。

● 保護観察官

保護観察所等に所属し、医学、心理学、教育学、社会学、その他の更生保護に関する専門的知識に基づき、保護観察、非行少年や犯罪者の更生保護及び犯罪予防活動などを行っています。

● 少年指導委員

東京都公安委員会から委嘱を受け、少年の保護及び保護活動、風俗営業などに対する協力要請など、少年の健全な育成に資するための活動を行っています。

● 少年補導員

警視庁生活安全部長から委嘱を受け、少年の保護及び少年相談、非行少年の早期発見、有害環境浄化、非行防止のための地域社会の啓もうなどの活動を行っています。

● 保護司

犯罪や非行をした人たちの更生保護及び犯罪予防活動などを行っています。法務大臣から委嘱された非常勤の公務員です。

● 民生委員・児童委員

社会奉仕の精神のもとに、住民の立場に立って生活困窮者、低所得者、高齢者、ひとり親家庭、児童、障害者等がかかえているさまざまな問題の相談および必要な援助並びに調査などの活動を行い、関係行政機関と地域とのつなぎ役を担いながら、地域住民の生活を支えています。民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱されています。民生委員は、児童福祉法に基づき児童委員を兼ねています。

● 主任児童委員

地域住民に最も近い存在である児童委員活動のさらなる推進を図るため、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が、地区民生委員児童委員協議会ごとに設置されました。主任児童委員は、児童委員の中から厚生労働大臣が指名します。

● スポーツ推進委員

区民にスポーツの楽しさを伝える生涯スポーツの推進者・情報発信者として、また、まちづくりセンターや学校などと連携してスポーツ・レクリエーションを通じた地域づくりのコーディネーターとして、区長が委嘱しています。

● 社会教育委員

教育委員会の行う社会教育行政に関する諮問機関として設けられ、社会教育活動の拡充振興を図るため、広く各界より知識と経験を有する人々の協力を得て、行政を推進しようとする制度です。学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱しています。

● 地域運営学校

「地域運営学校」とは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」）」の規定に基づき、一定の権限と責任をもって学校運営に参画する合議体の機関である「学校運営委員会（国の呼称は学校運営協議会）」を設置する学校です。世田谷区は、全区立小・中学校が「地域運営学校（国の呼称はコミュニティ・スクール）」です。

● 学校運営委員会

「学校運営委員会」は、一定の権限と責任をもって学校運営に参画する合議体の機関で、法令上の名称は学校運営協議会といいます。世田谷区では「学校協議会」との混同を避けるため、学校運営委員会と呼んでいます。地域住民、保護者、就学予定幼児・児童の保護者、卒業生、有識者など、校長を含め10名以内（統合校は4年以内において教育委員会が定める期間のみ16名以内）で構成されます。学校運営委員会の委員は、教育委員会が任命しています。

● 学校支援地域本部

学校の要望に応じて、学校の教育活動を支援する仕組みです。教育委員会が委嘱した学校支援コーディネーターが、学校からの依頼を受けて学校とボランティア団体等のコーディネート（調整）を行います。学校支援地域本部が行う調整事業は、授業の補助、自学自習等の支援、図書の読み聞かせ、校内環境整備、登下校時の安全確保、学校行事の運営支援、部活動の指導、そのほか子どもたちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりの推進等があります。令和3年度より全区立小・中学校で実施しています。

● 青少年委員

青少年のグループ活動の応援や相談に応じるとともに、地域の青少年関係の各種団体や行政との連携・協力などの役割を担っています。各区立小学校区域より1名、計61名の青少年委員が教育委員会より委嘱されています。

● 学校協議会

学校と地域の連携組織で、児童・生徒の健全育成、地域防災・防犯、教育活動の充実を目的として、平成9年から区立小・中学校に設置しています。学校、PTA、町会・自治会、青少年地区委員会、民生・児童委員、青少年委員、行政関係などで構成されます。

● 子ども・若者・子育て会議

これまで、子ども・子育て施策に対する調査・審議は子ども・子育て会議で、若者施策に対する調査・審議は子ども・青少年協議会で行われてきました。しかし、子ども・若者、子育て家庭が抱える問題が複雑化し、虐待や不登校、貧困などの困難が子ども期だけで解消されず、若者期の成長にも影響を及ぼしていることから、妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期、若者期の支援を切れ目なく総合的に議論することが必要となってきました。

こういった現状を受け、令和7年度から、子ども・若者総合計画（第3期）の初年度に合わせて、両会議を統合し、子ども・若者・子育て会議を設置することとなりました。

※青少年地区委員会・青少年補導連絡会は子ども・青少年協議会の下部組織とされていましたが、今後は子ども・若者・子育て会議の下部組織として配置されることとなります。

《 P2 組織図、P27 根拠法令、P28 条例を参照ください 》

(4) 子ども、青少年関連情報の紹介

世田谷区は、子ども、青少年が利用できる主な施設や相談窓口などを紹介する冊子を発行しています。お求めになりたい方は、お問合せください。なお、Web上でもご覧いただけます。
※令和6年4月時点の表紙およびURLを掲載しておりますのでご了承ください。

●せたがや子育て応援ブック

妊娠時から小学校入学までの子育てについての情報をまとめたガイドブックです。
お問合せ先 子ども家庭課



●Cheer! ～わかものライフガイド～

中高生から39歳までの若者が利用できる施設の紹介や役にたつ支援情報をまとめた冊子です。

お問合せ先 子ども・若者支援課



●子どもと家族の生活応援ブック

子どもや家族が生活に困っている、困りそうな時に利用できる支援・サービスの情報をまとめた冊子です。

お問合せ先 子ども家庭課



●世田谷へようこそ

町会・自治会などの地域で活動する団体の活動内容を紹介したパンフレットです。

お問合せ先 市民活動推進課



●東京都青少年育成ハンドブック

青少年の健全育成に関する、青少年の現状や関係する統計情報及び関連施設等の連絡先をまとめた資料です。

お問合せ先 東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部若者支援課



●世田谷区内の主な公園

世田谷区のホームページからご覧いただけます。

